

完全勝訴！ 宮城県議会政務調査費 8830万円返還命令！

仙台市民オンブズマン事務局次長
弁護士 菊地 修

2007年（平成19年）6月15日に提訴した平成17年度政務調査費訴訟は、当初事務費、事務所費等個々の違法支出も問題にしていたが、県議会の最大の問題が旅費簡便計算方法であったことから、早期に裁判所の判断をもらうべく本年7月争点を旅費簡便計算方法に絞り込み、迅速に主張立証を終えて結審し、本年12月1日に判決言渡しを迎えた。

12月1日の判決は、オンブズマンの請求額8833万円を全額認容する画期的なものであった。判決は、旅費につき実額精算の原則を確認し

たうえで、「議長に裁量権があるとしても、本来考慮すべき事由を考慮せず、又は本来考慮すべきでない事由を考慮するなどした結果、必要性と相当性にかんがみ、社会通念上、合理性を欠く内容になった場合には、当該簡便計算方法は本件条例13条2項の委任の範囲を超えるものとして、効力を有しない」との一般論を定立し、簡便計算方法の根拠を検討した結果、1km90円については「実質的にはほぼ政務調査費によって、タイヤ代及び装備費込みで300万円を超える自家用自動車を6年に1回の割合で購入し、維持することを容認することに概ね等しくなりかねないから、そのような支出は、社会通念上、あるいは、…全国都道

府県議会議長会が示した基本的な考え方によれば、一般的な旅費の概念からかけはなれた実質を有するといわざるを得ない」、一律4000円の加算については、「現実の政務調査活動における有料道路等の利用頻度、利用距離等を調査した上



オンブズマン

No.29 / 2008年12月15日(月)

発行 仙台市民オンブズマン
仙台市民オンブズマンタイアップグループ

〈事務局〉 仙台市青葉区中央4-3-28 朝市ビル3F
宮城地域自治研究所内
TEL (022)227-9900 FAX (022)227-3267
http://sendai-ombuds.net/
e-mail:s-ombuds@nifty.com

で実額との近似性が検討された形跡はなく、従前の運用が依拠する…別表3が定める費用弁償の額に近づけるための実額との近似性につき裏付けのない4000円を加算することとしたと疑われてもやむをえない面もあると断罪し、「結局、本件簡便計算方法は、全体としてみて、移動距離1キロメートル当たりの単価につき、本来、考慮すべきでない車両購入費等を考慮し、また、一律4000円の加算につき、本来考慮すべき実額との近似性を考慮していないなどの結果、実額との乖離が著しいものになっており、その相当性につき合理性を肯認することは困難といわざるを得ず、本件条例13条2項の委任の範囲を超えるものとして、効力を有しない」と結論付け、オンブズマ

ンの請求額8833万円全額について返還を命じた（下線は筆者）。

このように、判決はオンブズマンの主張をしつかり受け止めた、市民感覚に依拠した完全勝訴判決である。とくに議会の裁量権濫用（お手盛り）を毅然と否定したことは高く評価される。

安藤俊威議員の主張に代表される県議会の論理は完全に否定された。簡便計算方法は水増し計算であるとの司法判断が出されたわけであるから、各会派は真摯に反省し、命じられた金額を返還するべきである。また、県議会も控訴を断念し簡便計算方法による運用を直ちに中止し、実費原則を徹底すべきである。もちろん控訴されれば、法廷で徹底的に争うだけである。

仙台市議会

11月11日控訴審判決

仙台市民オンブズマン
弁護士 小野寺 信一

仙台市議会の共産党を除く7会派が、統一地方選のあった03年4月の政務調査費を選挙活動な

どに流用した疑いがあるとして、仙台市民オンブズマンが梅原克彦市長を相手取り、対象会派に計約1200万円の返還請求を求めた控訴審判決で、仙台高裁は梅原克彦市長に対し、当時の6会派に計約470万円を返還せよと命じた。

控訴審の最大の争点は、領収証等の廃棄・返還・不提出の違法性を等しく浮き彫りにすることであった。合理性のない廃棄のみを違法とした一審判決のいいかげんな基準の見直しが目的であった。

その意味で「領収証が



ないだけで違法な支出と推定することは、政務調査活動に対する干渉、阻害効果を生じかねない」とした控訴審判決は完全な肩すかしであった。按分を認めなかつた一審判決を見直して按分を認め、「半月は選挙活動に専念した事情や支出の性質・金額、総支出額に占める割合などを総合考慮し、一見して不自然な支出額は使途基準外を推認させ、適切な反証がなければ違法支出とみなされる」と

判示するなど評価すべき点が全くないわけではないが、政務調査費の透明性の基礎はあくまでもいざという時の領収証の提出にある。廃棄・返還・不提出について毅然とした態度をとらなかつた控訴審判決は司法の役割の放棄である。

但し、間口の狭い上告審でこれを覆すのは困難であるので、仙台市の上告断念を受けて、オンブズマンも上告を断念した。

県議会費用弁償提訴

仙台市民オンブズマン
弁護士 原田 憲

宮城県議会議員は議会や委員会に出席した際に、「費用弁償」の名目で、距離に応じて10,800円から20,000円が支給されています。仙台市民オンブズマンは、この「費用弁償」の問題について、平成20年6月19日、住民監査請求を申立て、宮城県監査委員の棄却決定に対して、9月10日、住民訴訟を提起しました。

地方自治法は「職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる」と規定していますが、「費用弁償」とは、職員の出張や旅行などの際に生ずる費用の「実費弁償」を許容するものです。宮城県は、この規定を根拠にして、議員に対して年間で約5300万円を支出しています。

宮城県の「費用弁償」の算定方法は、日当3,300円、宿泊費7,450円に1kmにつき47円の車賃を加算するというものです。宮城県の支給金額は、実際の移動に要する交通実費と比較して異常に高額です。まして、議員が議会に出席する際に宿泊するという実態はありません。

そもそも議員が議会に出席す

ることは「議員本来の職責」であり、高額な月額の議員報酬の他に日当を支給する必要はありません。実費を超える「費用弁償」の支給は「報酬の二重取り」と非難されてしかるべきです。また、非課税扱いされている費用弁償名目で報酬を支給することは、議員の税金逃れなのです。

議員は高額な報酬の他、政務調査費や費用弁償の名目でのお手盛りを重ねています。県や市の財政難がいわれる今日、まず、自治体の財政を監督すべき立場にある議員自らがその浪費を正すべきです。



15周年記念企画

講演とシンポジウム

「どうする！地方議会改革」報告

仙台市民オンブズマン代表
弁護士 十河 弘

本年11月29日（土）仙台弁護士会館で上記記念企画を開催しました。当日は、約100名もの参加者を得て、充実した議論ができました。

山田忠行実行委員長の開会あいさつの後、朝日新聞編集委員の神田誠司氏が「地方議会改革の現状と課題」と題して講演されました。神田氏は全国の地方議会の現状があまりにひどすぎること（緊張感もなく、執行部提案が全部承認されるなど）を統計資料も示して指摘しました。

続いて、庫山恆輔氏が「地方議会は眠りから覚めたか？」と題して基調報告し、地方自治制度の意義、歴史をふまえて仙台市議会の遅れた現状を報告しました。また、議会改革の方向性として、議員特権の否定、議論する議会の創設、市民による監視強化が重要であると指摘し、議会ウォッチャーの活動も紹介しました。

菊地修氏は「議会の現状とオンブズマンのこれまでの取り組み」と題して、宮城県・仙台市の政

務調査費・海外視察・費用弁償の実態を詳しく紹介し、オンブズマンの住民訴訟等を説明しました。

パネル討論（コーディネーター：私、パネラー：神田氏、庫山氏、菊地氏）では、全国との比較で宮城県議会、仙台市議会のひどさが明らかとなり、ねばり強い住民訴訟等だけでなく、次の一手の必要性が指摘されました。議員特権に沿している議員や議会で居眠りを続ける議員を批判し、他方で優れた議員を正当に評価し、選挙前に通信簿を公表することが有効であると確認されました。

最後に、野呂圭事務局長が講演、基調報告、パネル討論の結果をふまえて、「議会ウォッチャーの取り組みを強めるため、多くの市民のご協力をいただきたい。」と呼びかけました。

懇親会は、華やかな生バンドのジャズで開宴し、70名以上の参加を得て、和やかに行われました。15年間の会報をスライドで振り返り、なつかしさを感じるとともに、メンバーの15年の思いや経験を若手に引き継ぎ、自立した市民の運動をさらに発展させたいと心を新たにできました。



